

令和2年度 水道イノベーション賞【特別賞】 受賞事業体及び取組概要

| | |
|------------------|---|
| 事業体名 (協議会名) | 木古内町建設水道課、知内町建設水道課 |
| 取組名 (プロジェクト名) | 小規模水道事業の広域連携と官民連携—管理の共同化— |
| 抱えていた課題 | 昭和12年に給水開始した木古内町の水道事業は、水需要の減少により料金収入が減少し財政状況が悪化している一方、水道施設、特に管路の老朽化が進行している。また、職員の確保・育成といった点でも課題を抱えている。知内町の上水道事業は昭和36年に創設、木古内町と同様、人口減少に伴う料金収入の減少や水道施設の老朽化、職員の確保・育成などが課題となっている。 |
| 取組概要 | <p>木古内町では、歳出抑制のために技術職員を2人から1人に削減することとなっており、施設全般の運転・維持管理業務などを1人で実施することは困難であるため、民間事業者への委託を想定していたところ、同様の課題を抱える知内町と給水区域が平地で隣接していることに着目し、施設を管理するエリアとしては1つとして見られるのではという考えから、行政のコストダウンと民間のスケールメリット増の双方のバランスを考慮した管理共同化の構想を練り始めた。</p> <p>平成28年には内閣府の民間資金等活用事業調査費補助事業に応募し、両町と隣接する4町を加えた6町での広域連携の導入可能性調査を実施した。浄水場の統廃合などハード面での連携は地理・地形的条件などにより制約があり、ソフト面の連携をできるところから進めるべき、という結果となり、その「連携できるところ」として、両町の管理の共同化を進める機運は高まった。</p> <p>29年9月には木古内町で町長に説明し庁内の合意形成を図るとともに、議会でも合意形成がなされた。同年11月には木古内町の副町長が知内町の町長と副町長を訪問し、共通認識を形成した。その後、業務開始までの事務手続きは、木古内町が主体となって遂行、2町で共同のうえ受託者を選定して30年4月から業務を開始した。</p> <p>なお、木古内町は長期継続契約、知内町は債務負担による複数年契約と契約方式が異なり、契約書約款には相違があることから、発注は共同で行い同一事業者を選定したが、契約締結はそれぞれの町で個別に実施している。委託期間は平成30年度からの3年間で、委託内容は施設の運転操作監視業務や水質管理業務、保全管理業務、環境整備業務、事務業務、そして木古内町の水道メータ検針・開閉栓業務など。木古内町の下水处理場内に事務所を設け、4人体制で業務にあたっている。</p> |
| 取組による効果 | <p>■共同委託により単独委託と比べて委託費を約30%削減することができた。また、民間の人的資源を活用することで、長期的な人材確保にめどが付き、両町の施設の管理に係る人員は計2人→4人体制となることで、災害・事故時の対応能力の強化が図られた。平成30年北海道胆振東部地震の際には、24時間以上の停電が発生したものの、計4カ所の浄水場に各1人の人員を配置し監視業務や可搬式発電機への燃料補給などに尽力することで、断水を回避することができた。さらに、今回の取り組みにより周辺自治体に意識醸成がなされ、周辺6町でソフト面から広域連携の検討がなされている。</p> <p>■令和元年度の成果 運用開始から2年目となる令和元年度は行政・民間にて以下の成果があった。</p> <p>(1) 行政間 連携成果として、これまで以上に緊急時などの備蓄資機材融通が円滑となった。今後は2町で様々な資機材を標準化することで汎用性がさらに増すと考える。職員の面では、数年ごとに異動し公営企業法に慣れない事務職員も予算・決算時の問題点抽出や解決策などを情報交換することでスキルアップできている。</p> <p>(2) 行政と民間 民間事業者の提案により、送水ポンプなどの機械類にて振動・温度の多点測定を定期的に行っている。この測定値を蓄積し分析することにより異常値の検出が可能となり事後保全から予防保全への転換が可能となった。</p> <p>また、管路の老朽化が進行しており、漏水事故に伴って断水となった場合は応急給水作業として迅速な給水袋への注水作業体制が構築されている。この際、民間事業者は上水担当の4名だけでなく、下水処理場に従事する民間職員からも応援が可能となっており、総体として職員数が少ない小規模自治体で組織力が強化された。</p> <p>広域遠方監視装置のソフト内では行政と民間の職員が水運用情報やスケジュール等を共有し、共同作業や各種データベースの構築がされている。このことにより民間事業者も行政のスキルを形式知とすることが可能となり、官民連携の目的である「新たなパートナーシップ」が効率的に熟成されている。</p> |

| | |
|---------|---|
| 取組による効果 | <p>■連携の発想は木古内町の担当者が2町の給水区域が平地で隣接していることに着目したことであり、緊急時連絡管による相互の水融通ができないか考えたことがきっかけである。この発想を拡大させ、民間事業者の視点で考えれば「1つの給水区域」として維持管理業務を遂行できると考えた。</p> |
| PRポイント | <p>[新規性・革新性] 職員減少により日々の通常業務に忙殺されている状況にある小規模水道事業者同士の広域連携・官民連携の先進事例と言える。本取組によって、行政は民間の参入により長期の安定した事業運営を可能とし、共同委託により単独委託と比べて歳出削減が図られ、受注者にとっても規模拡大と長期的な包括委託でスケールメリットが得られた。</p> |
| | <p>[課題解決力・実現難易度（波及効果性（内部））] ■大前提の課題は水道水の安定供給であり、職員の減少が避けられない状況を考慮すれば民間活力を導入することにより、結果として組織力の強化になったといえる。 ■通常、行政組織同士では協議会等の設立を経て意識醸成を図ることとなり事業実施まで数年を要する。今回の取組は前段、担当レベルが連携の必要性を丁寧に内部環境に説明・合意形成を行い、2町が協定締結によりスピード感をもって共同委託実施となった。</p> |
| | <p>[展開性・汎用性（波及効果性（外部））] 事業統合による広域化などハードルが高く、広域化への検討が進まない中小規模水道事業者が、「できることから」連携を進めていく一つの参考となる。</p> |
| 受賞理由 | <p>本取組は、人口減少に伴う料金収入の減少や水道施設の老朽化、職員の確保・育成などの直面する課題を乗り越えるため、2つの小規模水道事業者で「広域連携」「官民連携」に積極的に取り組んだ好事例である。 単独では困難な民間委託を2町連携によるスケールメリットにより可能とし、その実現のため、それぞれの事業者の実情を踏まえ、同一事業者との個別契約による対応を図るなど、適切かつ柔軟な発想・工夫が取り入れられている。 改正水道法における基盤強化策の一つである広域連携を、「スピード感をもって」、「できることから」推進している本取組は、同様の課題を抱える多くの事業者の参考となるものであり、大いに評価できる。</p> |